

○盛岡・紫波地区環境施設組合職員の人事評価の実施に関する規程

平成28年3月30日訓令第3号

(目的)

第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3節の規定に基づき、人事評価の実施について必要な事項を定め、公平に評価し、職員の能力開発、勤労意欲の高揚及び職務能力の向上並びに公正な人事給与管理を図ることを目的とする。

(人事評価の実施)

第2条 人事評価の実施については、矢巾町職員の人事評価の実施に関する規程（平成28年矢巾町訓令第16号）の例による。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。